

## 通訳案内士制度を巡る現状とその課題

(2024年1月9日 IJCEE 通訳ガイドの危機を考える～新春トークセッション)

2024年1月6日

NPO 法人日本文化体験交流塾理事

河村輝夫

### <問題の所在>

◎アフターコロナの現状：

- ① ガイド不足
- ② ガイドの平均年齢の高齢化と若年層の不足
- ③ 不適切な外国人ガイドの増大

### <問題の背景>

- (1) 通訳ガイドの本来の制度趣旨～ガイドは誰のための存在か?～
- (2) 通訳案内士のあり方検討会 (2017年6～12月)
- (3) プロ通訳ガイドと通訳案内士
- (4) 2018年の通訳案内士法改正～業務独占から名称独占へ～
- (5) 通団連の結成

### <問題点とその対応>

- (1) 「指針なし！」～繰り返すインバウンド危機への無策～
- (2) 法令の未整理～条約締結へ～
- (3) 産学官の連携の不在解消
- (4) 部分的業務独占権復活
- (5) 若手人材の土壌への市場発掘の働きかけ
- (6) 海外の旅行事業者、ガイド団体との連携
- (7) マスコミ、芸能界等の活用

### <1> 問題の所在

◎コロナ後の対応

コロナ禍 (2019～2022年) によってインバウンドは一度壊滅し、その後 2022 年秋の頃から急激に回復。しかしコロナ禍でガイドの廃業、転職、バス会社やハイヤー会社などの休業、廃業が相次ぎ、急激な回復には逆にスタッフ不足に業界全体が難渋。

## ① ガイド不足

- ・コロナ後の状況のガイド不足

コロナ禍では国家試験の受験者も減り、これに伴い合格者も減退。新規合格者は仕事を始める経験そのものを積む機会がなく、新しいガイドが育たない状況が続く中で、突如のガイドの需要の回復により、需要過多と供給不足が発生。

- ・慢性的なガイド不足

コロナの以前から、専門者は10%以下、ガイドの年収は100万円以下が圧倒的。

→年収の低さ、社会的、経済的地位の不安定。

## ② ガイドの平均年齢の高齢化と若年層の不足

- ・社会の変動とインバウンドマーケットの変化

→専業、専属契約からフリートレードへ

→セカンドライフ組の受け皿

→ボランティアガイド団体の出現

→収入の低さ、社会的経済的不安定

→社会的認知度、信用性の低さ

→昇進、立身出世等の動機づけの不在

e x. 「大学四年生が一流商社の内定と司法試験合格を与えられたら、どちらを選ぶか？」vs 「大学四年生が一流旅行会社の内定と、通訳案内士試験合格を与えられたらどちらを選ぶか？」

## ③ 不適切な外国人ガイドの増大

→2018年以前より常態化していた東アジア系の「添乗員」による通訳案内の合法化

→急激なインバウンドの増大への、日本国内での適切な受け入れ人材の不足

→インバウンドサービスの客層の多様化、知日家の増大への対応策、受け皿の不足、不充実

## < 2 > 問題の背景

(1) 通訳ガイドの本来の制度趣旨～ガイドは誰のための存在か？～

「通訳ガイド」は接客サービスが本務ではない！

- ① 明治 40 年の旧案内業者取締規則・・・防諜、公安
- ② 昭和 24 年の旧通訳案内業法（現：通訳案内士法）

(2) 通訳案内士のあり方検討会

インバウンド急増に対する対応策の検討

→開催中に法改正・・・政治と行政の乖離

(3) 「プロ通訳ガイド」、「通訳ガイド」、「ガイド」、「全国通訳案内士」、「地域通訳案内士」の区分が曖昧→「資格制度先行型」か、「社会的実体先行型」か？

ex, 「医師と医者」の違いと「弁護士と弁護士」の同一性

→ボランティアガイドの位置づけ・・・「野球は誰がやっても野球だが・・・」

「通訳案内士資格」は、自動車運転での「第 1 種（素人免許）」か、それとも「第 2 種（プロ免許）」か？

→「各種ガイド系団体」のアイデンティティー

→「プロ通訳ガイドは有償にて業として通訳案内を行う者？」・・・明治から高度成長期はこれで正解。現在のインバウンド多様化では疑問。

(4) 2018 年の通訳案内士法改正～業務独占から名称独占へ～

- ① 2014 年 12 月の規制改革会議での星野リゾート社長の廃止提案
- ② 政治家の実績作り？
- ③ ガイド禁止行為の不均衡（法 31 条）

(5) 日本通訳案内士団体連合会結成

○大型 MICE 誘致

○制度、法制、政策の周知活動

○ドラブルの予防及び解決（cf. 旅行業法上の JATA など）

○法改正へ～通訳案内士法人制度導入など（ex. 自家用車を使うガイドングサービス提供の許可など）

< 3 > 問題点とその対応

(1) 「指針なし！」～繰り返すインバウンド危機への無策～

① リーマンショック、東日本大震災、尖閣列島、コロナ etc.

→危機管理の中での産業保護

② 担当官僚の在任期間→2～3年

(2) 法令の未整理～条約締結へ～

→「インバウンド基本法」の不在

→社会法（旅行業関連法令）vs 国策による行政法（インバウンド関連法令）

→出入国管理法の適用困難（cf. 中連協）・・・国際条約締結の必要性

→観光警察の設置

(3) 産学官の連携の不在解消・・・通団連をベースに合同研究会、審議会などの設置へ

(4) 部分的業務独占権復活へ

→cf. フグ調理師、船舶料理士

※通訳ガイドの職務対応の変化

◎明治～高度成長期・・・少数の欧米の富裕層中心で2週間～1か月ほどの長期の滞在、有名な人気観光地をめぐる周遊旅行が原則。ガイドの提供する以外一般に日本の情報はあまり知られていない。外国語が話せて博識であるガイドは、エリートで、元海軍の提督などが対応。ガイドは一定水準を持たせばだれでも同じパターン（外国語+旅程管理+付き添い）で業務対応が可能だった。法はこの状況を踏まえて制定。

◎平成～令和・・・アジア圏の経済発展政治的成熟等から中東やアジアからの外客も増え、近場からLCCなどで短期間の滞在、特定のスポット（ex. アニメイベントだけ参加して帰国など）ニーズも客層も多様化。旅程もゴールデンルートやドラゴンルート、ファームステイなど多様化。インターネットの発展により、日本の情報をよく知る外国人の増大。観光地でもスマホで観光情報を母国語でダウンロード可能になるなど、利便性が増進。またボランティア団体が多数登場し、「町内ガイド」や庭園に常駐するなどの定点ガイドも多くなり、ボランティアガイドが躍進。→高い有償のプロ通訳ガイドより地元情報にも詳しいボランティアガイドが好まれる。

→従来の通訳ガイドの職務対応では対処しきれない！ 日帰りのIITなどでは特定の文化的内容（ex. アニメなど）に詳しい人物の短時間の案内の方が一般的な知識しかない通訳案内士より好ましいと思われる。

⇒「プロ通訳ガイドの存在価値は？」・・・長期間滞在するツアー、日本に詳しくない人々のための一般的な ICT などでは、国家資格で知識と適性が証明されている有資格通訳ガイドがサービスの安定供給可能。

⇒∴ 「現在の状況で残存しているプロ通訳ガイドの固有の職域」の抽出、整理が必要！  
法改正のポイントはここ！

e x. (改正案の例)

「(通訳案内士法第 52 条の 2 次の場合は、前条に拘わらず該当する旅行者に目的地を勘案し全国通訳案内士または地域通訳案内士を旅程中同行させなければならない。

- 1 省令で定める一定期間（1 週間以上など）日本に滞在する旅行者で、旅行業法上の企画旅行に相当するサービスを受ける趣旨で来日する者の旅行
- 2 省令で定める一定以上の人数（10 名以上など）により旅行業法上の企画旅行に相当するサービスを受ける団体客の旅行
- 3 省令で定める重要な文化財、観光施設等を訪問する旅行における当該施設等への訪問時

第 64 条 4 第五十二条または第五十二条の 2 の規定に違反した者」

（無資格者の同行した場合は当該無資格者、企画旅行相当のサービスで、該当するツアー等に有資格者をアサインしなかった DMO, DMC, ツアーオペレーターなど）

⇒ 要するに、

- ① 日本の国益または地域の公益に関わる重要な観光施設の訪問、案内にはこれを行うにふさわしい案内役として有資格ガイドの同行が大切。イギリスのブルーバッジガイド制度などはまさにこれを実現！ 全国の重要観光施設（ex.一定の国立公園、世界遺産、大手美術館、博物館、資料館など）などの「重要施設性」の等級付、登録制の実施。Cf. 観光圏整備法による登録など
- ② 一定以上の日数や規模のツアー商品の場合、これを適切に対応できる外国語及び旅程管理能力のある者の同行、対応が大切。→ボランティアガイドではこれはできない！

これらに応じて、通訳案内士を現在の 2 種類から、特殊内容（歌舞伎、博物館、アニメ、医療、司法など）ごとの「上乘せ資格」を用意し、またブルーバッジ、グリーンバッジのように、等級付を導入し、「3 級全国通訳案内士」、「1 級地域通訳案内士」などの仕組みの導入を検討（某ガイド団体では就労日数に応じて C~A 級ガイドという格付けを行っている）。

(5) 若手人材の土壌への市場発掘の働きかけ

- ・観光関連学部設置の大学、観光人材養成の専門学校、国際交流関係の学生団体、地域興し政策の市町村、町内会、商工会議所などとの提携
- ・夜間、週末も授業を行う教育機関の設置、奨学金制度の適用
  - ・ハローワーク等との連携で職業訓練プログラムなどの導入
  - ・中学高校などへの観光関係、インバウンド関係の授業等のプログラムの導入
  - ・通団連、国、地方自治体等が連携し、ガイディングサービスの発注者である旅行業者等から就業 2 年以下の新人通訳案内士で一定以下の年収者には優先的に OJT を受けさせる機会を与え、費用は国、通団連、自治体の一部負担する。

(6) 海外の旅行事業者、ガイド団体との連携

- WFTGA（世界ガイド連盟）などとの提携、国際条約に基づく旅行事業者の国際的団体の設置など。民間航空の国際線の対応には「国境を超える世界共通のルールが必要」であるため、シカゴ条約が存在し、その実施機関である ICAO が存在。これを参考に、「世界ガイド標準」のようなものを作り、ガイドの資質の基盤を万国共通にする。国際的に合同でガイド研修などを行い、国の違いを超えたガイド業界の相互理解を深め、ガイドのネットワークを強化する。また旅行業者などの加盟すべき同様の条約を定め、出発国と受け入れ国の旅行関係の国内法の違いからくる齟齬のゆえに、違法、悪質なガイドを黙認する、という恥ずべき事態を回避すべし！

(7) マスコミ、芸能界等の活用

- ・業界関係の雑誌、新聞、広報系団体へのプロモーション
- ・一般マスコミへのプロモーション
  - ・バラエティー、ドラマ、映画などの製作
  - ・テレビゲームなどへの導入

以 上